資料3

平成１９年度重大製品事故報告・公表制度の施行状況について
（平成１９年５月１４日施行～平成２０年５月１３日）

平成２０年６月２６日

経　済　産　業　省

商　務　流　通　Ｇ

製　品　安　全　課

目次

１．重大製品事故報告の受付・公表状況 ---------- 4

（１）受付状況 ---------- 4

（２）公表状況 ---------- 7

２．事故件数が多い製品についての原因等について ---------- 8

（１）電気製品 ---------- 8

（２）燃焼器具 ---------- 10

（３）その他製品 ---------- 11

３．経年劣化について ---------- 11

４．再発防止のために事業者が講じた措置 ---------- 12

（１） 自主リコールを行ったもの---------- 12

（２）設計、表示等の変更・改善---------- 14

５．消費者への注意喚起 ---------- 14

（１）事故事例を通じた消費者への注意喚起情報の提供---------- 14

（２）注意喚起活動 ---------- 22

６．ＮＩＴＥ事故情報収集制度による対応状況 ---------- 23

（１）平成１９年度の事故報告の収集件数---------- 23

（２）平成１９年度のリコール件数---------- 23

（３）NITE 非重大事故情報の活用 ---------- 24

７．他省庁等との連携 ---------- 24

（1）厚生労働省 ---------- 24
（2）総務省消防庁 ---------- 24
（3）警察庁 ---------- 24
（4）農林水産省 ---------- 25
（5）国民生活センター ---------- 25
8．国際連携状況 ---------- 25
（1）米国との取り組み ---------- 25
（2）中国との取り組み ---------- 25
（3）韓国との取り組み ---------- 25
（4）多国間システムとの協力 ---------- 25
9．事故判定第三者委員会の活動状況 ---------- 26
（1）設置 ---------- 26
（2）開催実績 ---------- 26
１０．民間企業による自主的取り組みの促進 ---------- 26
（1）民間企業による自主的なリコール・情報提供---------- 26
（2）民間企業による自主的な取り組みの促進---------- 27
１１．　最後に(今後の事故報告制度を巡る課題) ---------- 29
（1）総論 ---------- 29
（2）今後の課題 ---------- 30

はじめに

経済産業省では、重大製品事故が発生した場合、事故に関する情報を社会全体で共有し、その再発・拡大を防止するために、重大製品事故報告・公表制度を施行している。右制度は、改正された消費生活用製品安全法が施行された平成１９年５月１４日から開始された。

右制度は、消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に対し、その製造・輸入に係る消費生活用製品について、重大製品事故（死亡事故、重傷病事故、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故、火災事故）が生じたことを知ったとき、１０日以内に当該消費生活用製品の名称、型式、事故の内容等を経済産業大臣（主務大臣）に報告することを義務付けるとともに、経済産業大臣は、事故情報を収集・公表し事故情報を広く社会に周知することで類似の重大製品事故の防止を図るもの。このため、経済産業大臣は、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称、型式、事故の内容等を公表している。公表された情報については、経済産業省のウェブサイト「製品安全ガイド」(http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html)に掲載している。

また、上記制度と併せ、非重大事故の場合には、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)に対して前広に報告するよう事業者に要請しており、NITE はこうした事業者による報告に加え、消防、各地の消費生活センター、消費者等からヒヤリハットも含めた情報収集を図り、事故データーベースを構築している。経済産業省は、重大事故報告のみならず、これらのヒヤリハットも含めた事故情報と併せて、必要な安全対策について定期的に検討を行っている。

本報告は、同制度の１９年度における運用の施行状況についてまとめたものを制度運用にあたる経済産業省が報告するものであり、今後も毎年、報告・公表していく予定。

１．重大製品事故報告の受付・公表状況

平成１９年度（平成１９年５月１４日から平成２０年５月１３日）における重大製品事故受付・公表状況については以下のとおりである。

（１）受付状況

重大製品事故報告の受付件数は、合計１，３４６件であった。

	死亡	（うち火災による死亡）	重傷	（うち火災による重傷）	火災	一酸化炭素中毒	後遺障害	計
ガス機器	16	(12)	13	(5)	175	13	0	217(16%)
石油機器	11	(10)	5	(4)	159	5	0	180(14%)
電気製品	21	(15)	31	(1)	618	4	1	675(50%)
その他	30	(0)	208	(3)	34	0	2	274(20%)
合　計	78 (6%)	(37)	257 (19%)	(13)	986 (73%)	22 (2%)	3 (0%)	1,346

注：被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、

・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」（３７件)、「火災」かつ「重傷」（１３件）の数字を差し引いている。したがって、火災全体では１，０３６件となる。

・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」、「一酸化炭素中毒」かつ「重傷」の数字を差し引いている。

・「重傷」の件数からは、「後遺障害」の数字を差し引いている。

・「死亡」かつ「重傷」の事故は、「死亡」のみを計上している。

①機器別・被害別状況

機器別の受付件数は、ガス機器：２１７件、石油機器：１８０件、電気製品：６７５件、その他：２７４件であった。

被害状況は、

人的被害：死亡７６件（８４名（同一事故における複数製品の報告があった場合の重複を除去後の人数。以下同じ。))、重傷２５５件（２５９名)、一酸化炭素中毒２０件（５６名)、後遺障害３件（３名）

物的被害は、火災９８６件

であった。

②主要品目別状況

報告件数が多い品目については、以下のとおり。

電気製品：①エアコン７３件、②電気こんろ６８件、③電気ストーブ５６件、④扇風機　３６件、⑤電気冷蔵庫３３件

燃焼器具：①ガスこんろ９３件、②石油ストーブ５０件、③石油風呂がま４９件、④石油給湯器４６件、⑤ガスふろがま４２件

その他：①デスクマット４５件、②電動アシスト自転車３４件、③脚立・踏み台・はしご１４件、④電動車いす１２件、⑤除雪機１１件

電気製品：６７５件

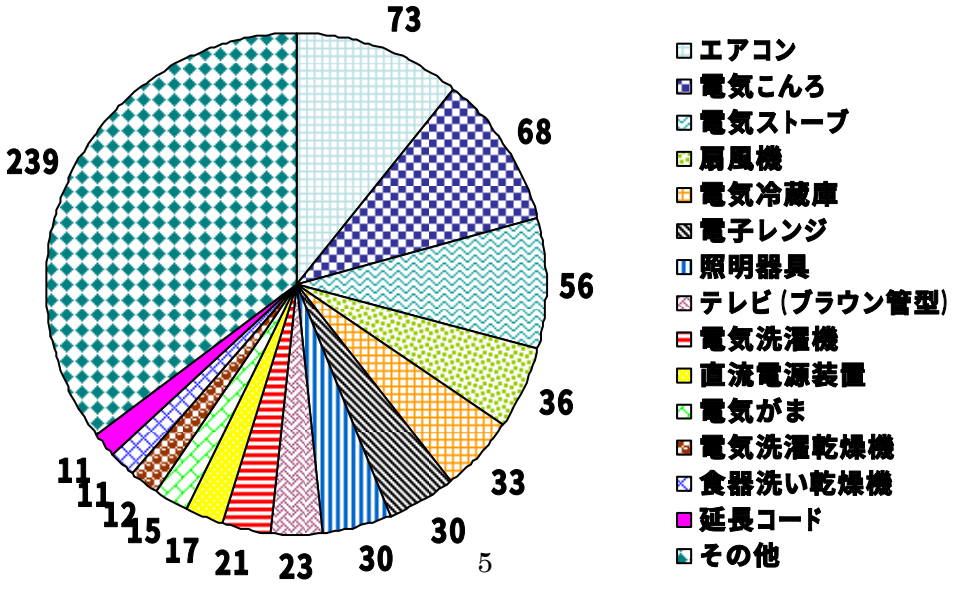

燃焼器具：３９７件（ガス機器：２１７件、石油機器：１８０件）

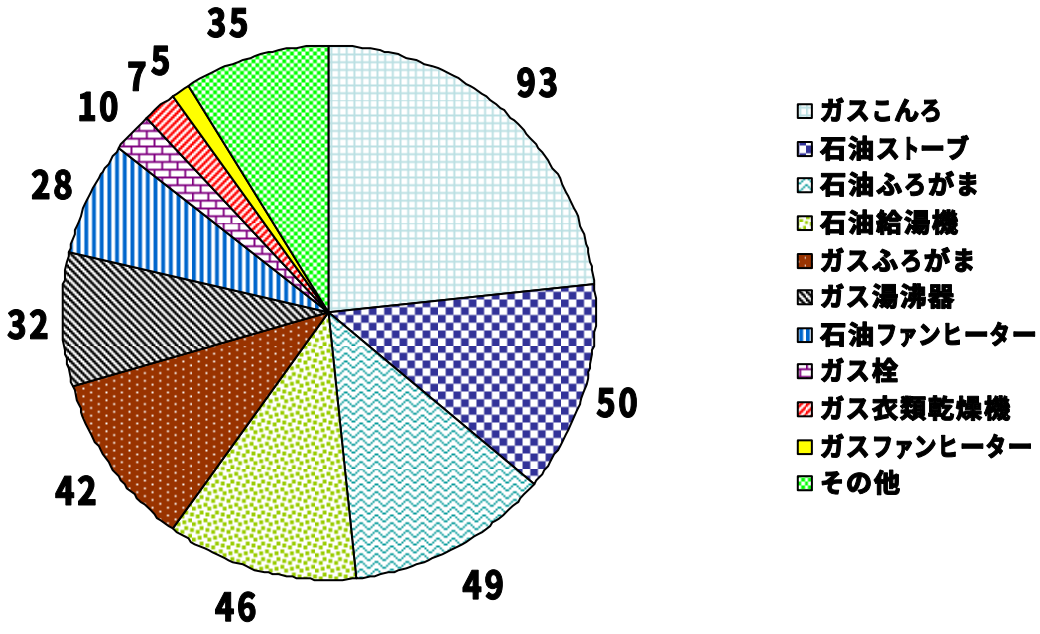

その他製品：２７４件

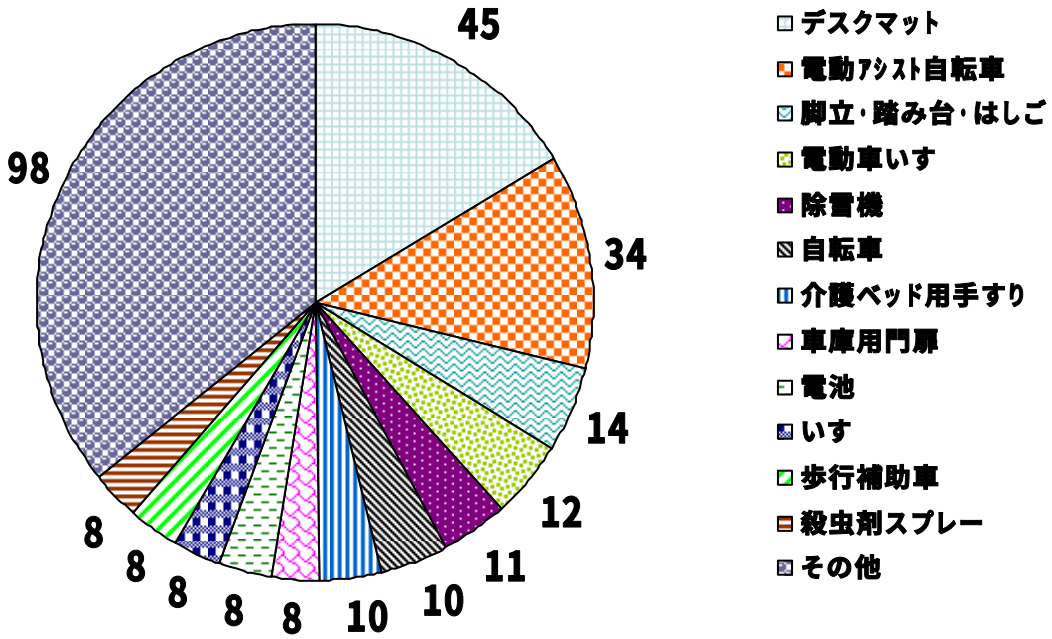

③製品の生産地域別状況

重大製品事故の報告があった製品の生産地域別に事故件数をみると、国産の製品が関係した事故１，０２４件、外国産３０８件、生産国不明１４件であった。さらに外国産について、国・地域別に見ると、中国２１５件、台湾１９件、韓国１４件、ドイツ１３件、タイ１２件、マレーシア１２件などであった。

	国産	外国産				不明	計
			中国	台湾	その他		
ガス機器	209	3	2	0	1	5	217
石油機器	176	3	0	1	2	1	180
電気製品	460	211	152	6	53	4	675
その他	179	91	61	12	18	4	274
合　計	1,024 (76%)	308 (23%)	215 (16%)	19 (1%)	74 (6%)	14 (1%)	1,346

（２）公表状況

重大製品事故報告を受けた１，３４６件について、重複報告、対象外（消安法の対象とする消費生活用製品に非該当、危害の内容が非該当）の案件を除いた案件の全て１，３２９件を公表した。

まず、製品起因が疑われるもの及びガス石油機器に係る事故は、直ちに営業日５日以内で、事業者名、型式名を公表することとしている。最終的には、事故原因が不明のものも含め全ての案件について事故原因とともに事業者名、型式名を公表することとしている。

ただし、原因調査中のものは、当面、製品名と事故概要のみを公表しており、５月２３日時点では３５０件がそれに該当する。

報告受付時の審査並びに調査の結果により製品事故には該当しないと判断された案件については、第三者判定委員会でその妥当性を判定することとしており、計１９７件を判定済である。なお、概ね調査が終了したものの約２割が製品事故に該当していないものであった。製品事故には該当しないと判定されたものであっても、製品名、事故概要を公表している。

	事業者名・型式公表	製品名・事故概要を公表			他省庁送付案件	重複・対象外	計
		原因調査中	製品事故には非該当	製品事故には非該当と見られる＊			
ガス機器	127	-	79	9	0	2	217
石油機器	157	-	21	1	0	1	180
電気製品	342	263	60	2	0	8	675
その他	92	87	37	4	48	6	274
合　計	718	350	197	16	48	17	1,346

＊今後、製品事故判定第三者委員会で妥当性を判定する予定。

２．事故件数が多い製品についての原因等について

（１）電気製品

①エアコン

重大事故報告を受けた７３件のうち、原因調査が終了した３４件中、製品起因が疑われるものは１６件。それらの事故の主な原因は、ファンモーターコネクター部からの発火、パワーリレーやリード線の接続部不良による発火、圧縮機用コンデンサーからの発火、基板上のはんだ不良による発火となっている。

また、重大製品事故報告・公表制度施行以前に、平成１３年度から平成１８年度にかけてＮＩＴＥが収集した事故情報２７４件のうち、原因調査が終了した２５６件中、設計、製造に問題があったものは５６件。それらの事故の主な原因は、基板上のはんだ不良による発火、ファストン端子のかしめ不良による発火、コンデンサーの経年劣化による発火となっている。

今後これらの事故未然防止のため、コンデンサー、はんだ、基板難燃性等についての安全性向上策やリード線接続部に係る安全基準適用の明確化を検討することが必要と考えられる。また、経年劣化対策として、注意表示を製造・輸入事業者に義務付けることとしたところであり、既販品について、消費者に対する一層の周知が必要と考えられる。

②電気こんろ

重大事故報告を受けた６８件のうち、原因調査が終了した５３件中、製品起因が疑われるものは４７件。それらの事故の原因は、スイッチに体が当たるなどにより意図せず電源が入ってしまい、こんろの上に可燃物が置いてある場合の発火となっている。本件については、平成２年の基準改正により、意図せずスイッチが入る構造を禁止した。また、電気こんろ製造事業者等が共同して改修を進めており、今後着実な進捗が必要と考えられる。

③電気ストーブ

重大事故報告を受けた５６件のうち、原因調査が終了した２９件中、製品起因が疑われるものは１９件。それらの事故の主な原因は、強弱制御用ダイオード不良による発火、電源電線等の接続部におけるファストン端子等のかしめ不良による発火、はんだ不良による発火となっている。

また、重大製品事故報告・公表制度施行以前に、平成１３年度から平成１８年度にかけてＮＩＴＥが収集した事故情報９０３件のうち原因調査が終了した８１８件中、設計・製造に問題があったものは４０８件。それらの事故の主な原因は、首振り部電源電線からの発火、ファストン端子等のかしめ不良による発火、ダイオード不良による発火、はんだ不良による発火、ヒーター部ガラス管不良による発火となっている。

今後これらの事故未然防止のため、ダイオード、はんだ、基板難燃性、ヒーター部ガラス管の耐ヒートショック性、首振り部電源電線等についての安全性向上策やリード線接続部に係る安全基準適用の明確化を検討することが必要と考えられる。

④扇風機　　重大事故報告を受けた３６件のうち、原因調査が終了した２９件中、製品起因が疑われるものは２９件。それらの事故の主な原因は、モーター部の経年劣化による発火となっている。本件については、経年劣化に係る注意表示を製造・輸入業者に義務付けることとしたところであり、既販品について、消費者に対する一層の周知が必要と考えられる。

⑤電子レンジ　　重大事故報告を受けた３０件のうち、原因調査が終了した２２件中、製品起因が疑われるものは１８件。それらの事故の主な原因は、ラッチスイッチ不良によるものであり、現在当該製造事業者が回収を進めており、今後、着実な進捗が必要と考えられる。なお、過加熱、清掃不良による火災も報告されており、消費者に対する一層の周知が必要と考えられる。

⑥電気冷蔵庫　　重大事故報告を受けた３３件のうち、原因調査が終了した２１件中、製品起因が疑われるものは１３件。それらの事故の主な原因は、始動リレー部の接点不良による発火、コンデンサー不良による発火となっている。

また、重大製品事故報告・公表制度施行以前に、平成１３年度から平成１８年度にかけてＮＩＴＥが収集した事故情報１９５件のうち原因調査が終了した１８３件中、設計製造に問題があったものは９２件。それらの事故の主な原因は、扉ヒンジ部の強度不足、始動リレー部の接点不良による発火、コネクター端子からの発火、コンデンサー不良による発火、となっている。また、コンセントプラグ長期差込放置によるトラッキング発火も報告されている。

今後、これらの事故未然防止のため、コンデンサーや差込プラグ等についての安全性向上策や接点・接続部に係る安全基準適用の明確化、構造上の組立良好性に係る安全基準適用の明確化を検討することが必要と考えられる。

⑦照明器具　　重大事故報告を受けた３０件のうち、原因調査が終了した２０件中、製品起因が疑われるものは１６件。それらの事故の主な原因は、銅鉄式安定器の経年劣化による発火、インバーター式安定器の経年劣化による発煙となっている。

⑧テレビ（ブラウン管型）　　重大事故報告を受けた２３件のうち、原因調査が終了した１６件中、製品起因が疑われるものは１２件。それらの事故の主な原因は、フライバックトランスの巻線のレイヤーショート、基板上はんだ不良となっている。

また、重大製品事故報告・公表制度施行以前に、平成１３年度から平成１８年度にかけてＮＩＴＥが収集した事故報告２４２件のうち、原因調査が終了した２２６件中、設計・製造に問題があったものの主な原因は、フライバックトランスの巻線のレイヤーショート、基板上はんだ不良、コンデンサー経年劣化による発火となっている。

今後これらの事故未然防止のため、はんだ、基板難燃性等についての安全性向上策を検討することが必要と考えられる。

なお、フライバックトランスの巻線のレイヤーショートについては、所要の技術基準改正が平成２年に行われている。また、経年劣化対策として、注意表示を製造・輸入事業者に義務付けることとしたところであり、既販品について、消費者に対する一層の周知が必要と考えられる。

⑨洗濯機及び洗濯乾燥機

重大事故報告を受けた３３件のうち、原因調査が終了した２０件中、製品起因が疑われるものは１３件。それらの事故の主な原因は、端子部リード線圧着不良による発火、コンデンサーからの出火となっている。

また、重大製品事故報告・公表制度施行以前に、平成１３年度から平成１８年度にかけてＮＩＴＥが収集した事故情報１３０件のうち原因調査が終了した１１６件中、設計製造に問題があったものは５５件。

それらの事故の主な原因は、運転振動によるリード線断線、かしめ不良による発火、コンデンサー不良による発火、経年劣化により脱水槽が速やかに停止せず停止前に手を入れて指を切断となっている。

今後これらの事故未然防止のため、耐振動性、コンデンサー、回転中蓋ロック等についての安全性向上策やリード線接続部に係る安全基準適用の明確化を検討することが必要と考えられる。また、経年劣化対策として、洗濯機についての注意表示を製造・輸入事業者に義務付けることとしたところであり、既販品について消費者に対する一層の周知が必要と考えられる。

（２）燃焼器具

①ガスこんろ

重大事故報告を受けた９３件のうち、原因調査が終了した３９件の主な原因は、天ぷら油からの発火、清掃不良や消し忘れ、となっている。同種事故を未然防止するため、天ぷら油過熱防止などの安全対策を講ずることが必要である。

②石油ストーブ・石油ファンヒーター

重大事故報告を受け付けた７８件のうち、原因調査が終了した１５件の主な原因は、給油時に消火せず給油タンクのふたの閉めそこないによる油もれからの引火となっている。同種事故を未然防止するため、給油時消火装置などの安全対策を講ずることとしている。

③石油給湯器

重大事故報告を受け付けた４６件のうち原因調査が終了した３０件の主な原因は、経年劣化となっている。石油給湯器を長期使用製品安全点検制度の対象としたところである。

④石油ふろがま

重大事故報告を受け付けた４９件のうち原因調査が終了した２９件の主な原因は経年劣化、からだきとなっている。同種事故を未然防止するため、からだき防止などの安全対策を講ずることとしている。また、石油ふろがまを長期使用製品安全点検制度の対象としたところである。

⑤ガスふろがま　　重大事故報告を受け付けた４２件のうち、原因調査が終了した２０件の主な原因の一つには排気筒の先端等をビニールで塞ぐことによるＣＯ中毒となるものがあった。こうした事故未然防止のため、ＦＦ式等への安全装置搭載等安全向上策を検討することが必要と考えられる。

⑥ガス湯沸器　　重大事故報告を受け付けた３２件のうち、原因調査が終了した６件の主な原因の一つには、屋外式湯沸器を波板で囲うことにより不完全燃焼が発生し、ＣＯ中毒に至ったものである。屋外式機器を波板等で囲うことによって、給排気不良を引き起こすことは、ガス事業法及びＬＰ法の消費機器の設置に係る技術基準に違反し特監法にも違反する旨をガス事業者、建築関係者等に周知徹底を図る必要がある。

⑦ガスふろがま及びガス湯沸器　　重大製品事故報告・公表制度施行以前に、平成１３年度から平成１８年度にかけてＮＩＴＥが収集した事故情報２３７件（ガスふろがま１４６件を含む）のうち、原因調査が終了した２１２件（同１３４件）中においては、点火ミスによる事故が３０件、機器の器具栓からのガス漏れ事故が９件報告されており、これらの事故未然防止のため、立消え安全装置の閉弁時間や点火回数テスト基準等についての安全性向上策を検討することが必要と考えられる。

（３）その他製品

①電動車いす及び介護ベッド用手すり　　報告されている重大事故件数は、電動車いす１２件、介護ベッド用手すり１０件であるが、死亡者数がそれぞれ７人及び８人であることや、高齢者や要介護者が使用するものであることにかんがみ、事故内容を踏まえた所要の措置を講ずる必要があると考えられる。

電動車いすについては、3月末のＮＩＴＥ研究会のレポートを踏まえたＪＩＳ基準の改正と消安法の指定製品化の検討が必要と考えられる。

介護ベッド用手すりについては、ＪＩＳ基準の改正を検討することが必要と考えられる。

３．経年劣化について

昨年の臨時国会において全会一致にて可決成立した改正消費生活用製品安全法においては、経年劣化に関する情報等を国が公表する旨、次のように定めている。

（主務大臣による情報の収集等）
第３２条の２１　主務大臣は、特定保守製品その他消費生活用製品のうち経年劣化により安全上支障が生じ一般消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品（以下この節において「特定保守製品等」という。）について、経年劣化に起因し、又は起因すると疑われる事故に関する情報を収集し、及び分析し、その結果として得られる劣化しやすい部品及び材料の種類に関する情報その他の特定保守製品等の経年劣化に関する情報を公表するものとする。

本規定に基づき、重大製品事故報告１３４６件のうち、原因が経年劣化によるものでその件数が多いものを抽出したところ、石油給湯器１９件、扇風機１９件、石油ふろがま１３件、屋外式ガスふろがま７件、照明器具６件となっている。

このうち、石油給湯器及び石油ふろがまについては、長期使用製品安全点検制度の対象としたところであり、また扇風機については、長期使用製品安全表示制度の対象とした。経年劣化対策の対象品目となっていない屋外式ガスふろがま及び照明器具について、長期使用製品安全点検・表示制度対象品目を審議した際と同様に、平成１２年度から平成１８年度までの消防庁の火災データ及びＮＩＴＥの事故情報から経年劣化による重大事故発生率を算出したところ、いずれも１ppm 未満となった。一方、年間平均事故発生件数はそれぞれ１０件及び７件となった。

改正消費生活用製品安全法では、国が公表する経年劣化に関する情報を活用して製造・輸入事業者は設計、部品、材料の選択の工夫や表示の改善を行うよう次のように定めている。

（事業者の責務）
第３２条の２２　特定保守製品等の製造又は輸入の事業を行う者は、前条第一項の規定により公表された特定保守製品等の経年劣化に関する情報を活用し、設計及び部品又は材料の選択の工夫、経年劣化に関する情報の製品への表示又はその改善等を行うことにより、当該特定保守製品等の経年劣化による危害の発生を防止するよう努めなければならない。

本規定に基づき、屋外式ガスふろがま及び照明器具に関して経年劣化による危害の発生を防止するための方策として考えられるところは、以下の通りである。

①屋外式ガスふろがま　　重大事故報告及びこれまでのＮＩＴＥ事故情報で収集された事故情報では、経年劣化として生ずる内容は様々であり、設計、部品、材料の選択の工夫により一律に経年劣化事故を減らすことは難しいと考えられ、経年劣化に関する情報の製品への表示による対応を検討する必要があると考えられる。

②照明器具　　重大事故報告及びこれまでのＮＩＴＥ事故報告で収集された事故情報では、経年劣化として生ずる内容は次の２点。

（ｉ）銅鉄式安定器における絶縁劣化による発火

（ii）インバータ式安定器におけるコンデンサ劣化による防爆弁作動による発煙

したがって、設計、部品、材料の選択の工夫として、照明器具に組み込まれる銅鉄式安定器の耐火性やインバータ式安定器のより安全な経年停止機能等の安全対策を検討することが必要と考えられる。

４．再発防止のために事業者が講じた措置

（１）　自主リコールを行ったもの

重大製品事故の発生を受けて、再発防止のために事業者が点検・修理等を行う自主リコールをこの１年間に実施したものは４２製品（下記リスト参照）であった。

製品分野別には、電気製品２４製品、ガス機器３製品、石油製品１製品、その他製品１４製品であった。

自主リコールが行われた事例

電気製品（２４製品）
・電気冷蔵庫（松下冷機㈱）
・電気冷蔵庫（ドメティック㈱）
・２４時間風呂（昭和鉄工㈱）
・アンプ（日本ビクター㈱）
・電子レンジ（小泉成器㈱）
・電気こんろ（松下電器産業㈱他）
・ミシン（ＪＵＫＩ㈱）
・光・熱複合ソーラーシステム（積水化学工業㈱）［全て交換完了］
・ウォーターサーバー（アクアクララ㈱）
・空気圧縮機（㈱日立製作所）
・プラズマテレビ（日本ビクター㈱）
・自動車バッテリー用充電器（㈱ジーエス・ユアサパワーサプライ）
・電気ストーブ（ハロゲンヒーター）（㈱ユニ・ロット）
・電気洗濯機（日本建鐵㈱（三菱電機㈱）ブランド）
・電気洗濯乾燥機（三洋電機㈱）＜別々の要因で２製品＞
・電気洗濯乾燥機（東芝ホームアプライアンス㈱）
・充電式誘導灯（松下電工㈱）
・液晶テレビ（松下電器産業㈱）
・食器洗い乾燥機（ＴＯＴＯ㈱）
・デスクヒーター（松下電器産業㈱）
・電気ストーブ（㈱セラヴィ）
・空気圧縮機（アネスト岩田キャンベル㈱）
・電気温水器（㈱キューヘン）

ガス機器（３製品）
・ガス給湯付ふろがま（㈱ノーリツ）
・ガスふろがま（㈱ガスター）
・ガスこんろ（タカラスタンダード㈱、パロマ工業㈱）

石油製品（１製品）
・石油給湯付ふろがま（㈱長府製作所）

その他製品（１４製品）

・電動アシスト自転車（ヤマハ発動機㈱）
・車庫用門扉（東洋エクステリア㈱）
・手すり（着脱式）（矢崎化工㈱）
・携帯電話用電池パック（ノキア・ジャパン㈱）
・携帯電話用電池パック（京セラ㈱）
・システムキッチン（アイオ産業㈱）
・電動トレーニングマシン（㈱ジョイナス）
・電動ベッド（㈱ベルーナ）
・スプレー缶（殺虫剤）（ライオン㈱）
・金属製マスコットバッド（大都化成工業㈱）
・草刈機用ナイロンカッター（㈱たくみ）
・介護ベッド用手すり（パラマウントベッド㈱）
・ユニットバス（松下電工㈱）
・電動車いす（スズキ㈱）

（２）設計、表示等の変更・改善

重大製品事故の発生を受けて、事業者が部材、設計、表示等の変更を実施したものは３７製品であった。

製品分野別には、電気製品１９製品、ガス機器１製品、石油製品１製品、その他製品１６製品であった。

変更・改善の内容は、設計変更１４件、表示の改善１０件、注意喚起９件、品質管理改善３件、仕様変更３件等となっている。具体的には、例えば、コンデンサーの製造不良が判明した案件では、コンデンサーメーカーの海外工場における品質管理が不十分であるため、サプライチェーンを遡って品質管理改善を行ったもの、スイッチ調達先を海外から国内企業に変更したもの、コンデンサーについて保安機構内蔵型部品に採用変更したもの、回路パターン腐食防止のため使用する接着剤を変更したもの等となっている。

５．消費者への注意喚起

（１）事故事例を通じた消費者への注意喚起情報の提供

重大製品事故の事故事例を踏まえ、製品事故を防ぐ上で消費者に是非とも知っておいてほしい注意事項について、製品安全点検日セミナーでの周知、回覧板の配付、当省ホームページなどでの注意喚起情報の提供を実施した。取り上げた事故事例とその防止のために注意すべき事項については以下のとおり。

①ガス機器

1)てんぷら油調理中にその場を離れ天ぷら油が過熱したことによる火災

［事象］ガスこんろを使用して天ぷらを調理中にその場を離れて、天ぷら油が発火して火災

となった。

［注意］天ぷら調理中は絶対にその場を離れてはいけない。もし離れざるを得ない場合は、必ず消火すること。

2)ガスこんろに載せた鍋に体が引っ掛かり調理油に引火

［事象］揚げ物調理中、器具栓を閉じてその場を離れようとした際に、体の一部が鍋に引っ掛かって揚げ物油の油面が大きく揺らいで油がこぼれ、バーナーの火に引火して火災が発生した。

［注意］揚げ物の調理中は、油の温度などに注意し、そばを離れないこと。やむをえず離れる際は、あわてずにしっかりと器具栓を閉じてガスの火を消すこと。

3)ガスこんろの下に敷かれた可燃物からの発火

［事象］ガスこんろの下に敷いていた段ボール付近から発火した。

［注意］ガスこんろの下に、段ボール、新聞紙、ビニールシートなどの可燃物を敷くことは禁止。

4)ガスこんろでてんぷら油に廃油凝固剤を用いて加熱した際の火災

［事象］てんぷら油の廃油を処理するためになべに凝固剤を入れたまま加熱し、その場を離れていたところ発火した。

［注意］凝固剤を溶かす際は、調理前に準備しておき、調理が終わった後の油がまだ熱いうちに鍋に入れること。もし、再加熱してから溶かす場合は、過熱しないように注意すること。

5)魚焼きグリルの手入れ怠りによる脂かすからの発火

［事象］ガスこんろに組み込まれたグリルで魚を焼いていたところ、グリル排気口から炎が上がった。

［注意］グリル内には、魚の脂などの汚れが付着しないよう、日頃から清掃手入れをすること。

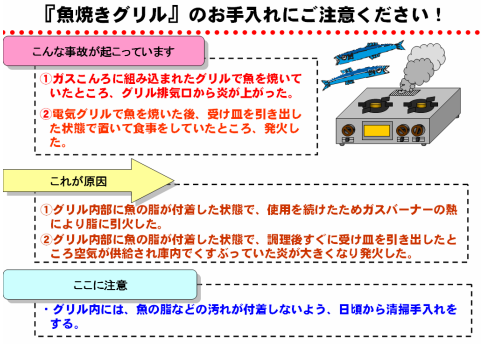

6)ガス瞬間湯沸器の不完全燃焼による一酸化炭素中毒事故

［事象］長年にわたる使用で熱交換器が汚損して目詰まりを生じていたガス湯沸器で、不完全燃焼となり一酸化炭素が発生した。

［注意］黒煙やススが発生しているときは、不完全燃焼となっている状態で高濃度の一酸化炭素が発生し危険であるため、直ちに使用を中止し、業者に点検を依頼すること。

7)屋外設置型給湯機の周囲におかれた可燃物への引火事故

［事象］ベランダに設置した屋外設置型ガス給湯器付近から発火し、ベランダの一部を焼損した。排気口近くに洗濯物を干していた。

［注意］排気口近くに洗濯物を干したり、可燃物を置くことは禁止。

8)屋外設置型給湯機の設置場所について板囲いの禁止

［事象］屋外設置型のガス給湯器を板で囲って使用したことにより、排気ガスに含まれる一酸化炭素が拡散されずに危険な濃度にまで高まって建家内に流入し、家人が一酸化炭素中毒で死亡した。

［注意］燃焼のための吸排気が正常にできず不完全燃焼から一酸化炭素中毒を発生するおそれがあるため、屋外設置型のガス給湯機の周囲を波板やビニールシート等で囲うことは禁止。

9)浴室内設置型ガスふろがまの冠水による火災事故

［事象］洗濯機の排水を浴室に流していたら、浴室床面に流れ込んだ水で、ガスバーナーのノズル部が冠水してしまったことにより、ガスがバーナーの外で燃焼し機器の焼損に至った。

［注意］風呂がまが冠水すると火災・故障の原因になる。浴室の排水口は、こまめに掃除をして水はけをよくしておくこと。

10)衣類乾燥機の事故（オイルの染み込んだタオルからの発火）

［事象］オイルの染みこんだタオルを乾燥していたところ、乾燥した時の余熱によりオイルが酸化発熱し自然発火した。

［注意］食用油、動物系油、機械油、ドライクリーニング油、美容オイル、ベンジン、シンナー、ガソリン、樹脂などの付着した衣類は洗濯後でも絶対に乾燥機に入れて乾燥しないこと。

11)ガスゴム管の接続に接続形状、サイズが適合する接続具を用いなかったことによるガス漏洩着火事故

［事象］ガスストーブとゴム管に指定の器具を使用せずに接続していたところ接続部付近からガスが漏洩し、ガスストーブの火に引火して火災になった。

［注意］ガス栓、ゴム管、ガス機器の間の接続は、接続形状、サイズが適合する接続具が付いたゴム管やガスコードを使用すること。

12)ガス栓の破損によるガス漏洩着火事故

［事象］ガス栓をガス栓ツマミがない状態で使用し、ペンチで無理に開けようとしたところ、照明の代わりにライターを用いた火に漏れたガスが着火した。

［注意］ガス栓のツマミ等が破損、紛失していた状態で使用を続けることは禁止。業者に修理を依頼すること。

13)ガス栓の誤開放によるガス漏洩着火事故

［事象］こんろ使用中に、こんろ裏側のガス栓に何も接続されていないことに気づかずにガス栓を開放したところ火災が発生した。

［注意］ガス栓を開ける際は、ガス栓にゴム管が取り付けられていること及びゴム管の先がガス機器に接続されていることを確かめること。

②石油機器

1)石油ストーブの上に干した洗濯物の落下による火災

［事象］石油ストーブの上に干していた洗濯物がストーブの上に落下し、ストーブの火が引火して火災に至った。

［注意］ストーブの上や近くに洗濯物を干すこと、カーテン等の可燃物をストーブに近づけることは禁止。

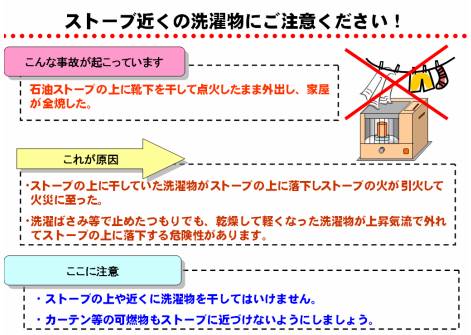

2)石油ストーブの近くの布団に敷いた布団の発火による火災

［事象］石油ストーブを消火しないで寝てしまったため、布団が燃焼中のストーブに接触して発火し火災が発生した。

［注意］布団やカーテン等可燃物の近くではストーブは使用禁止。就寝する際は必ず消火すること。

3)石油ストーブへの給油での火災

［事象］石油ストーブを消火せずに給油後、カートリッジ式油タンクのフタを閉めてストーブに入れようとしたところ、油タンクのフタから灯油がこぼれ引火し火災になった。

［注意］給油時には必ず消火し、火が消えたのを確認してから給油すること。カートリッジ式油タンクは、給油キャップがきちんと締まっていることを確認してからストーブに戻すこと。

4)石油ストーブに鍋やヤカンを載せることの禁止

［事象］豆を煮炊きするため鍋を石油ストーブの天板上に載せストーブを点火したところ、点火から約４時間後にストーブ下部から炎が上がった。

［注意］煮こぼれ等が芯にかかったりすると一時的に炎が大きくなり火災に至る危険があるため、ストーブの天板の上に鍋やヤカンを載せることは禁止。

5)石油ストーブへのガソリン誤給油の禁止

［事象］ガソリンを給油してしまうと、異常燃焼し、やがてタンクに熱的影響が及びタンクの内圧が上昇して、ガソリンが多量に押し出されて炎が溢れ火災に至る。

［注意］ガソリンなどの揮発性の高い油は火災の危険があるので絶対に給油禁止。

6)石油ストーブの燃焼筒の据え付け不良による火災

［事象］開放型石油ストーブの燃焼筒が正しい位置にセットされていなかった状態で使用していたところ、大きな炎が立ち上がって火災に至った。

［注意］ストーブの使用時には、燃焼筒が正しい位置にセットされていることを確認すること

7)石油ストーブへの変質灯油の使用による発煙

［事象］変質灯油の使用により燃焼部にカーボン・タールが付着したことから、着火ミスが

起こり、未燃ガスが発生し、これを吸って気分が悪くなった。

［注意］灯油の変質を避けるため、灯油専用のポリタンク容器に入れてフタをしっかり閉め直射日光が当たらない、風通しの良い場所で保管すること。灯油はシーズン中に使い切ってしまうこと。

8)石油風呂がまへの送油管の損傷による火災

［事象］灯油タンクとバーナーとの間をつなぐゴム製送油管に亀裂が生じたため、送油管から灯油が漏れ、何らかの火が引火し火災になった。

［注意］送油管に亀裂が入っていないかどうか、日頃より目視点検し、もし亀裂が見つかった場合には、速やかに販売店など専門家に修理を依頼すること。

③電気製品

1)電源コード付け根部分の損傷によるショート

［事象］電源コードの付け根部分は、屈曲や荷重が加わりやすい部分であるため、その対策として、プロテクタが設けられているが、繰り返しの屈曲や荷重により断線が発生し火災に至った。

［注意］電源コードの付け根の損傷に注意を払い、コードの外観に異常がないか使用の度毎に目視確認すること。異常があった場合には、当該機器の使用は止め、専門家に修理を依頼すること。

2)小形キッチンユニット用電気こんろの火災

［事象］電気こんろのそばを通った時に体や荷物などがつまみに当たって意図せずスイッチが入り、こんろの上にあった可燃物に延焼した。

［注意］電気こんろの上や周辺には絶対に可燃物を置かないこと。もし、つまみ部分にカバーのない電気こんろを使用されている場合は、メーカー等が行う無償改修を受けること。

3)古い扇風機での火災

［事象］長期間使用された扇風機において、部品（コンデンサ、モーター巻線、軸受など）の経年劣化から扇風機が過熱・発火するに至った。

［注意］モーターがうなるような異常な音がする。焦げ臭い臭いがする。モーターが異常に熱い。スイッチを入れても羽根が回転しない。回転がぶれるといった異常がある場合は、直ちに使用を中止し、扇風機を買い換えるか、専門家の点検を受けること。

4)魚焼きグリルの手入れ怠りによる脂かすからの発火

［事象］グリル内部に魚の脂が付着した状態で、電気グリルで魚を焼いた後、受け皿を引き出したところ空気が供給され庫内でくすぶっていた炎が大きくなり発火した。

［注意］グリル内には、魚の脂などの汚れが付着しないよう、日頃から清掃手入れをすること。

5)食器洗い乾燥機の食べ物残滓からの発煙

［事象］ヒーターカバー表面に付着したカレー、油分及び過去から堆積した汚れ分が乾燥動作時のヒーターの加熱により発煙した。

［注意］食器や調理器具に残った残さいは、予め手作業で取り除いてから洗浄槽内に入れるようにする。

6)食器洗い乾燥機のヒーターに箸などが落下して発煙

［事象］洗浄時の水流に飛ばされた箸箱が、食器洗い乾燥機内部のヒーターの上に落ちて加熱されて発煙した

［注意］箸箱やプラスチック製容器の蓋など、軽くて小さい食器類は、取扱説明書の指示に従い小物用ポケットに入れて洗うようにすること。

7)ＩＨ調理器での天ぷら調理での火災

［事象］ＩＨ調理器を用いて天ぷら調理する際に油の量が少ないと、温度調節機能が正常に働かず過熱する。鍋の底に窪みや反りがあると、温度センサーが正しく検知できなくなる恐れがある。

［注意］油の量は、取扱説明書に指定されている最低限以上の量を入れること。天ぷら調理をする場合は、調理器に付属の鍋あるいはメーカー推奨の天ぷら鍋を使用すること。

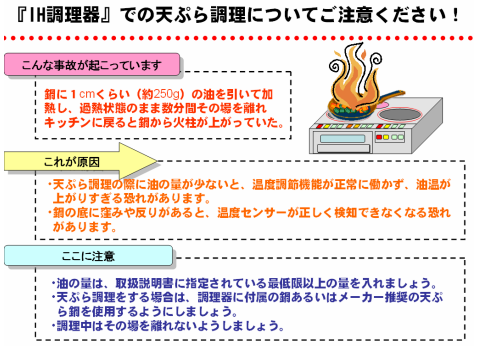

8)電子レンジでの食品の過熱による火災

［事象］食品の量に対して設定した加熱時間が長過ぎたため、食品が過熱して発火した。

［注意］加熱しすぎないように、加熱する食品の種類を確かめて、加熱時間を設定すること。

9)電気ポットの湯を捨てる際の火傷

［事象］電気ポットの残り湯の排水時に上蓋を外さないで本体と蓋を持って残り湯を排水したときに、蓋が外れて湯が太ももに掛かり火傷した。

［注意］残り湯を捨てる際は、必ず上蓋を外し、取扱説明書に指示されている方向にポット本体を持って残り湯を捨てること。

10)電気ストーブの上に干した洗濯物の落下による火災

［事象］電気ストーブの上に洗濯物が落ちて、洗濯物とストーブ本体及び周辺が燃える火災が発生した。

［注意］ストーブの上や近くに洗濯物や衣類等を吊すことや、ストーブの近くに燃えやすいものを置くことは禁止。

11)電気ストーブの近くの布団に敷いた布団の発火による火災

［事象］電気ストーブの電源スイッチをＯＮにしたまま、ストーブのそばに敷いたふとんで就寝したところ、布団が発火し火災が発生した。

［注意］布団やカーテン等可燃物の近くでは火災発生の危険があるためストーブを使用しないこと。就寝する際は必ず電源スイッチを切ること。

12)電気洗濯機が停止する前に洗濯物に触れて指に絡まる負傷事故

［事象］洗濯が終了したと思い、上ぶたを開けると脱水槽がゆっくり回っていたが、洗濯物

を取ろうと手を入れたところ、洗濯物が絡まり、指を切断した。

［注意］回転している脱水槽には、たとえ緩い回転であっても手を入れることは禁止。上ぶたのロック機構が故障していたり､脱水槽のブレーキの効きが悪くなっている場合は、直ちに使用を中止し、業者に修理を依頼すること。

13)マルチタップの容量オーバーによる火災

［事象］マルチタップの定格容量を超える消費電力の大きな電気製品をマルチタップ接続したために過度の電流が通電し、発生した熱により配線被覆が溶融し、マルチタップの配線内で短絡し、出火に至った。

［注意］マルチタップに接続されるそれぞれの電気製品の消費電力に関する表示を確認し、合計する消費電力がマルチタップの定格容量を超えないことを確認した上で接続すること。

14)加湿器の水タンクの手入れ不十分によるレジオネラ菌の繁殖感染

［事象］超音波式加湿器の水タンクの中を購入後一度も清掃せずに使用を続けていたところ、水タンク内にレジオネラ菌が増殖して拡散し、レジオネラ肺炎に感染して死亡した。

［注意］加湿器の使用期間中はタンクの内部を常に清潔にし、水は毎日取り替えること。

15)エンジン駆動発電機の室内での使用による一酸化炭素中毒事故

［事象］ガソリンエンジンで駆動される発電機は､換気の良いところで使用するべきところ、排気ガスが滞留しやすい密閉された屋内で使用したことによって一酸化炭素中毒に至った

［注意］ガソリンエンジンの排気には一酸化炭素など有害成分が含まれているため室内及び換気の悪い場所では発電機は使用禁止。

④その他製品

1)エアゾールスプレー使用時の引火事故、廃棄時の引火、暖房器具前に放置して破裂

［事象］使用中のコンロ近辺に出現した虫を退治しようと噴射したところ、スプレーに噴射圧力をかけるために使用されている可燃ガス(LP ガス)が滞留し、ガス器具の火が引火し火傷を負った。

［注意］炎や火気の近く、高温となるところではスプレーを使用しないこと。使用中並びに使用後は充分に換気を行うこと。

2)エアゾールスプレー使用時の引火事故

［事象］シュレッダーで紙詰まりが発生したので、潤滑油をカッター部に供給して回転をスムースにしようとして潤滑スプレーを噴射したところ、スプレーから潤滑油と共に噴射された可燃性ガスがシュレッダーの内部に残留して、シュレッダーのモーターで発生した火花により引火してシュレッダーが爆発した。

［注意］潤滑スプレーその他各種スプレーの類をシュレッダーの内部へ向けて噴射することは禁止。

3)エアゾールスプレー廃棄時の引火事故

［事象］屋内で市販のガス抜き器を使用してエアゾール缶（LP ガスが使用されている）に内容物が残った状態で、穴を開けていたところ、LP ガスに何らかの原因で火がつき火傷

を負った。

［注意］スプレー缶は中身を使い切ってから捨てること（「中身排出機構」が缶に付いている場合には、それを用いること。）。

4)エアゾールスプレーを暖房器具前に放置して破裂した事故

［事象］スプレー缶を温風暖房機の前面近くの床面に放置していたところ、温風暖房機からの熱風によりスプレー缶が過熱し、缶の内圧が異常に上昇して破裂に至った。

［注意］スプレー缶をストーブ、温風暖房機等の暖房器具の前に放置することは禁止。

5)サンダルを履いてエスカレーターを利用する際の巻き込み事故

［事象］サンダルを履いてエスカレーターのステップの端に立っていたところ、エスカレーター側面とステップの隙間にサンダルを巻きこまれ、足指を負傷した。

［注意］サンダルを履いてエスカレーターを利用する際には、サンダルが巻き込まれないようにステップの中央に乗り、サンダルがエスカレーターの縁に接触しないように注意すること。

6)電動トレッドミルのベルトに巻き込まれた事故

［事象］トレッドミルを使用中に、そばにいた子供が体勢をくずし、ベルトと後部フレームの間に腕を巻き込まれ皮膚に重度の擦過傷を負った。

［注意］子供の手足がベルト駆動部の隙間に入って思わぬ巻き込み事故が発生する恐れがあるため、使用中に子供が近づかないよう、使用者は周囲の状況に注意を払うこと。

7)電子レンジ加熱式湯たんぽの過剰な加熱による破裂事故

［事象］電子レンジ加熱式湯たんぽを電子レンジで加熱後、湯たんぽの袋が破裂し、高温の内容物が飛散して火傷を負った。取扱説明書に記載の加熱時間よりも長い時間加熱していた。

［注意］取扱い表示にあるレンジ出力及び加熱時間を必ず守って使用すること。温めボタンなど電子レンジの自動モードを使用すると、過剰加熱となる恐れがある。長期間の使用により、袋の強度が低下する可能性があるので、袋に弾力性低下、き裂などが見られた場合には使用を中止すること。

8)電動車いすの路肩からの転落事故

［事象］電動車いすで舗装されていない畦道を走行中、舗装されていない路面にハンドルが取られ、思うようにハンドル操作できなかったことに加え、側溝がある路肩から十分な距離をとらずに走行したことにより、側溝に近づきすぎて転落して死亡した。

［注意］側溝や側面に落差面がある路面を通行する際は、路肩から間隔をとること。舗装されていない路面、道幅が十分ではない畦道などの路面は通行禁止。電動車いすの車幅（最大７０㎝）を認識し、十分余裕のある道幅の道路を通行すること。

9)圧力鍋でカレー・シチューを調理した際の蓋の飛散事故

［事象］圧力鍋でカレーの具材を煮込み、カレールーを入れてから蓋を閉めて加熱を続けていたところ、蓋が突然吹き飛び、カレーが飛散して身体に掛かり火傷を負った。

［注意］ルーは粘性が高いため安全弁の動作を妨げるおそれがある。ルーを入れる前は、蓋を閉めて圧力をかけて具材を煮込むことが可能だが、ルーを入れた後は、蓋をしてはいけない。常に蒸気の通り抜けを正常に保っておくため、蒸気を逃がす弁の清掃など

の手入れを怠らないこと。

（２）注意喚起活動

①製品安全点検日セミナー

平成１９年３月から毎月第２火曜日を火に（二）注意として「製品安全点検日」に定め、当該日に製品の安全な使用方法等についての情報提供の場として「製品安全点検日セミナー」（以下、セミナー）を平成２０年５月まで１３回、また、毎年１１月第３週を製品安全総点検週間として、その初日に製品安全総点検セミナーを開催した。

セミナーでは、最近の事故例を再現映像を交えて紹介し、事故から身を守るための注意事項について情報提供を行っている。なお、これまでの参加者はのべ４，２２９人となっている。

②回覧板「経年劣化による家電製品の火災防止の普及・啓発チラシ」

長期使用による経年劣化が原因と思われる重大事故は９５件報告されている。

８月には、扇風機の長期使用（約３０年以上）による経年劣化が原因の火災で２名の方が亡くなるという痛ましい事故が発生した。

そこで、扇風機をはじめとした家電製品の長期使用による経年劣化が原因の製品事故を未然に防止するため、長期使用時における注意点を記載したチラシを作成し、各都道府県・政令指定都市の市区役所・町村役場及び各自治会・町内会などの地域組織の協力のもと、回覧板により消費者に直接、経年劣化による家電製品の火災防止の注意喚起の情報提供を行い、安全安心な暮らしと事故防止につなげる取り組みを実施した。

（オモテ面）

（ウラ面）

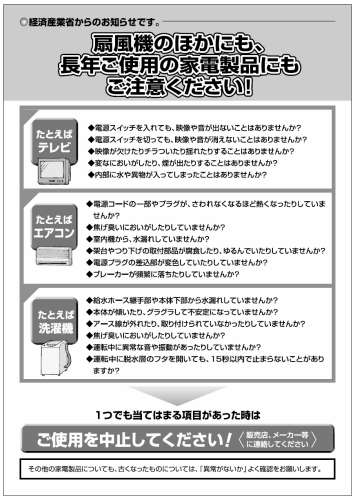

なお、チラシは、３５０万部印刷し、約２０００市町村に送付した。

このほか、各市町村においては、チラシを回覧板で配付することのほか、市区役所・町村役場・支所窓口・消費生活センターなどでの配付・掲示、自治体広報誌への掲載などでも利用されている。

６．ＮＩＴＥ事故情報収集制度による対応状況

（１）平成１９年度の事故報告の収集件数

平成１９年度におけるＮＩＴＥでの製品事故情報の収集件数は、７，２９８件で、前年比７８．７％増となっている。これは、ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故やシュレッダーによる幼児の指切断事故などの製品事故が社会問題として大きく取り上げられたこと、平成１９年５月１４日に改正消費生活用製品安全法の重大製品事故の報告制度が施行されたことにより、ＮＩＴＥの事故情報収集制度についても認知度が高まり、報告件数が大幅に増加している。製品区分別にみると、家庭用電気製品が２，９０１件で全体の３９．８％を占め、次いで、燃焼器具が２，０３５件（同２７．９％）、身のまわり品１，２８０件（同１７．５％）となっている。なお、身のまわり品については、リコール対応に伴い当該製品による被害情報が多数報告されたことにより大幅に増加している。

	平成１８年度（構成比）		平成１９年度（構成比）		前年度比
家庭用電気製品	１，６１１	(39.4%)	２，９０１	(39.8%)	80.1%増
台所・食卓用品	７６	(1.9%)	１３５	(1.9%)	77.6%増
燃焼器具	１，６４０	(40.2%)	２，０３５	(27.9%)	24.1%増
家具・住宅用品	１６７	(4.1%)	３６７	(5.0%)	119.8%増
乗物・乗物用品	２４７	(6.0%)	１７０	(2.3%)	▲ 31.2%減
身のまわり品	２２６	(5.5%)	１，２８０	(17.5%)	466.4%増
保健衛生用品	２９	(0.7%)	１２９	(1.8%)	344.8%増
レジャー用品	４３	(1.1%)	１１８	(1.6%)	174.4%増
乳幼児用品	２１	(0.5%)	１３６	(1.9%)	547.6%増
繊維製品	２２	(0.5%)	２４	(0.3%)	9.1%増
その他	２	(0.1%)	３	(0.0%)	50.0%増
合　計	４，０８４	(100.0%)	７，２９８	(100.0%)	78.7%増

注：同一事故について複数の機関から報告があった等、重複を含む事故報告件数

（２）平成１９年度のリコール件数

平成１９年度におけるリコール件数は、１５３件で、前年比８．５％増となっており、平成１７年度と比べると７割強の増加となっている。これは、事故報告件数と同様に、ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故やシュレッダーによる幼児の指切断事故などの製品事故が社会問題として大きく取り上げられたことにより、リコールに関する相談が寄せられるなどにより、実際にリコールに繋がることで、大幅に増加したと考えられる。製品区分別にみると、家庭用電気製品が６５件で全体の４割を占め、次いで、燃焼器具、身のまわり品となっており、事故報告件数と同様の傾向。

	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度
家庭用電気製品	２６	６１	６５
台所・食卓用品	３	７	６
燃焼器具	４	１７	１８
家具・住宅用品	１２	１３	１１
乗物・乗物用品	１０	５	９
身のまわり品	１７	１４	１７
保健衛生用品	０	１	７
レジャー用品	１１	１４	６
乳幼児用品	２	３	５
繊維製品	４	６	３
その他	０	０	６
合　計	８９	１４１	１５３

（３）NITE 非重大事故情報の活用

経済産業省は、消費生活用製品安全法に基づく重大事故情報に加え、上記非重大事故情報も含め、NITE とともに必要な安全対策について定期的に検討しており、事故の再発・拡大防止に向けた業務に役立てている。重大事故情報が発生していなくとも、非重大事故の発生状況から、消費者危害防止のため必要と考えられる場合は、当該製品の製造・輸入事業者と自主的なリコールについて企業を指導している。

７．他省庁等との連携

（１）厚生労働省

①消費生活用製品安全法第３５条第３項に基づく通知

消安法第３５条第３項に基づき、厚生労働省に４７件の重大製品事故報告を通知した。これは、デスクマットの抗菌剤に起因した重大製品事故等であり、厚生労働省において「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき公表等処理を実施した。

②重大製品事故発生に関する注意喚起

高齢者等が使用する福祉用具（車いす等）や介護ベット用手すりでの重大製品事故の発生を踏まえ、介護施設、医療機関、福祉用具貸与・販売事業者等に対する注意喚起を、厚生労働省と連携して行った。

（２）総務省消防庁

電気製品、燃焼器具に関する火災情報について、消防庁より定期的に情報提供を受け、経済産業省が製造事業者等に火災事故情報を伝達する仕組みを、両省庁連携し運用することにより、重大製品事故報告の促進や事故原因の究明に役立てた。

また、重大製品事故報告公表制度の施行状況について、経済産業省から情報提供を行うとともに、意見交換会合を実施した。

（３）警察庁

重大製品事故に関する情報交換会合を実施した。

（４）農林水産省

刈払機などの農機具に係る重大製品事故について、農林水産省と連携して事故情報の公表及び事業者への対応を行った。

（５）国民生活センター

国民生活センターからの事故情報を踏まえ、業界基準の見直し要請や事業者団体を通じた注意喚起の実施を図ったほか、重大製品事故について、連携し、原因の究明、事業者対応を実施した。

８．国際連携状況

（１）米国との取り組み

２００６年１１月に当省、米国消費者製品安全委員会（CPSC)、製品評価技術基盤機構（NITE）の三者間で、消費者製品関連事故等にかかる情報交換等の協力に関するガイドラインを締結。これまで、米国側から６件（熱交換システム（住宅内部用フィルタリングシステム)、自転車ブレーキセット、ノートＰＣ用バッテリー、シリング（赤ちゃん用抱き袋)、SSV（野外レジャー用小型ビークル)、バッテリー電池､）日本から５件（音波式スキンケアブラシ、プラズマテレビ、玩具（簡易ベーカリーオーブン)、ＩPod 内蔵バッテリー、プラスチック製サンダル｡)）を相互通報。

また、人的交流として、２００７年６月に CPSC 本部において、NITE 職員３名を１週間ほどの研修を実施。

また、１１月２０日に同ガイドラインに基づく第１回日米製品安全協議を東京において開催、事故情報等報告制度、事前規制等について意見交換。２００７年２月１９日にワシントンＤ.Ｃ．において、第２回日米製品安全協議を開催。プラスチック製サンダル等、昨今の製品関連事故情報について意見交換等を実施した。

（２）中国との取り組み

２００７年４月に当省と国家質量監督検験検疫総局（AQSIQ）との間で製品事故情報に関する情報交換等の協力関係を構築するための覚書を大臣レベルで締結、これまで日本から２件（圧力鍋、ハロゲンヒーター）について通報。

また、同覚書に基づき、２００７年５月に北京において、第１回日中製品安全分野定期会合を開催、日本側から前述の圧力鍋について協力を求めると共に、事故の再発防止につき注意喚起を行った。また、２００８年５月に第２回会合を開催、製品事故に関する情報交換のほか、改正消費生活用製品安全法の概要等について説明し、製品事故情報通報システムの構築について合意するとともに、玩具分野における官民合同ミッションの派遣について合意。

（３）韓国との取り組み

韓国製品安全当局との間で合意締結に向け、調整しているところ。

（４）多国間システムとの協力

国際消費者製品健康安全機関（イクファソ：ICPHSO）は、世界規模での消費者製品の安全性向上を目的に１９９３年に設立。製品安全に関するセミナーなど啓発活動を行っている。当省からは２００７年５月に北京において開催されたアジアシンポジウムに出席したほか、２００８年２月、ワシントンＤＣにおける年次総会に出席し、日本の改正消費生活用製品安全法の概要について基調講演を行ったほか、各国当局者と意見交換を行った。

９．事故判定第三者委員会の活動状況

（１）設置

事故判定第三者委員会は、平成１９年４月３日開催の消費経済審議会製品安全部会において、以下の事項を審議・判断することを目的に設置了承された。

①消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）に基づく製品事故報告において、「製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故」であるか否かに関すること。
②消安法に基づき報告された重大製品事故のうち、製品起因であるか否か不明な事故について、メーカー名、型式名等を公表するに当たって、製品起因が主原因であるとは言えないとする判断の妥当性に関すること。
③その他、経済産業省等による消安法の製品事故報告・公表制度の運用の適切性に関すること。

（２）開催実績

平成２０年５月までに、以下のとおり委員会を７回開催し、重大製品事故報告・公表制度の運用について、

・公表後の原因究明の結果、製品事故ではないとする判断の妥当性（１９７件）
・公表後の原因究明の結果、製品に起因して生じたものか不明であるものの、事業者名・型式名をウェブサイトで公表することの妥当性（８７件）

について確認した。

○第１回
開催日時：平成１９年４月２５日（水）、１０：００～１２：００
○第２回
開催日時：平成１９年６月２７日（水）、９：３０～１１：３０
○第３回
開催日時：平成１９年８月２３日（木）、１０：００～１２：００
○第４回
開催日時：平成１９年１０月１２日（金）、１５：００～１７：００
○第５回
開催日時：平成１９年１２月１４日（金）、１５：００～１７：００
○第６回
開催日時：平成２０年２月２８日（木）、１５：００～１７：００
○第７回
開催日時：平成２０年４月１７日（木）、１０：００～１２：００

１０．民間企業による自主的取り組みの促進

（１）民間企業による自主的なリコール・情報提供

民間企業による製品安全に係る消費生活用製品のリコール件数は、ＮＩＴＥの調査によれば、平成

１９年度１５３件となっており、増加傾向にある。

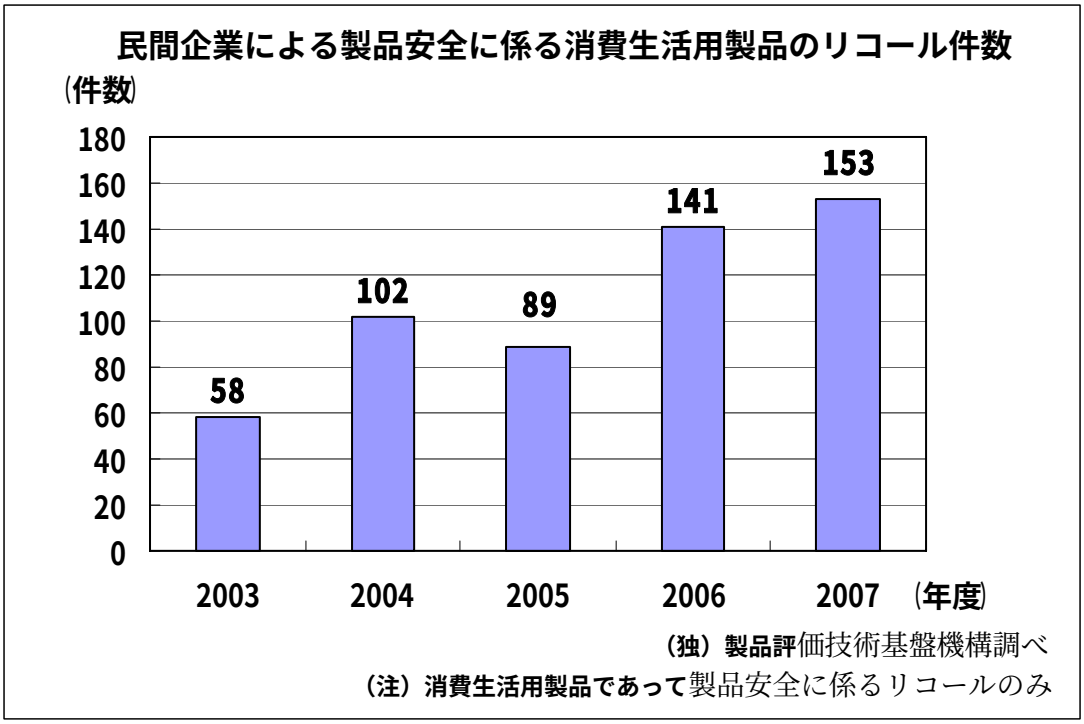

（独）製品評価技術基盤機構調べ
（注）消費生活用製品であって製品安全に係るリコールのみ

製品安全に対する社会的な意識の高まりや重大製品事故報告・公表制度の創設等を背景として、企業側の製品安全に関する意識も高まっており、前広にリコールを行う傾向にある。

こうした民間企業によるリコールの効果的な実施のため、経済産業省は、昨年１１月、普段からの社内体制整備、リコールが生じた際の対応の在り方、リコール後のフォローアップの在り方を内容とするリコールハンドブックを策定した。これまでリコール社告について、従来からわかりにくいとの問題点が指摘されてきたが、上記ハンドブックの中で、強調すべき項目や見出し等について望ましいものを提示するとともに、現在 JIS 化を進めており、６月に公布する予定である。こうした取り組みを背景に、各社によるリコール社告も見やすくなりつつある傾向にあるが、効果的なリコール実施の観点から、今後さらにわかりやすい社告の普及が期待される。

また、民間企業による自社の製品事故情報についても、自社の重大製品事故を契機として、ヒヤリハット等のクレームも含めた製品事故情報をホームページ等で自主的に提供する企業も出てきており、今後こうした動きが加速化していくことが望まれる。

（２）民間企業による自主的な取り組みの促進

これら民間企業における製品安全の確保に向けた事業者自らの社内体制整備等の取組を促すため、経済産業省は、昨年３月に製品安全自主行動計画策定のためのガイドラインを策定したところ、現在、約２９の関係業界団体が製品安全自主行動計画を策定してきている。（経済産業省調べ、下記リスト参照） 各民間企業においては、上記ガイドラインや業界団体が策定した製品安全自主行動計画を参考にして、独自の製品安全自主行動計画を策定し、製品安全の確保に向けた自律的な取組を実践することが期待される。また、上記製品安全自主行動計画について、必要に応じて、その内容を改善していくことが期待される。

さらに、こうした民間企業の取り組みに関し、昨年度から製品安全対策優良企業表彰制度を実施し、製品安全に対して積極的に取り組み、消費者からも高く評価された企業に対し、経済産業大臣から表彰を行った。本年度も同制度について審査基準や審査方法を見直した上で、6月から公募予定。

これらの結果の蓄積も踏まえて、各企業の参考となるように、製品安全に係る優れた取組みを示す指標や行動事例(ベストプラクティス)を明らかにしていくことが求められる。

【平成１９年度製品安全対策優良企業表彰受賞企業の概要】

＜大企業製造事業者・輸入事業者部門＞

○金賞　日立アプライアンス株式会社

【主な受賞理由】

消費者の視点から製品の安全性に関するリスクを評価し、そのリスクが許容できるか否かを決定する体制が適切に整備され、運用されている。また、不良品を発見した社員を表彰する取組や、事故品の掲示等により、社員に拡大被害に至る状況や防止対策等を体感させている。

○銀賞　株式会社アシックス

【主な受賞理由】

販売、製造、スタッフ等全社員に不具合品を展示する「品質情報展」を開催し、製品安全に関する意識向上を図っている。また、材料の検討、製品等の評価、苦情の分析・再発防止等を基礎研究と並行して行う「スポーツ工学研究所」を運営している。

○銅賞　セイコーエプソン株式会社

【主な受賞理由】

ＱＣＭ(Quality Crisis Management)システムの構築、燃焼試験の実施、シックハウス等の製品評価施設を設置する等の製品安全対策を講じている。

＜大企業小売販売事業者部門＞

○金賞　株式会社ビックカメラ

【主な受賞理由】

個人情報保護に十分配慮して顧客情報を積極的に収集し、製造事業者等が行うリコールの際には、自社から顧客にリコール情報を積極的に提供している。また、安全性に疑義のある製品については販売しない。

○銀賞　イオン株式会社

【主な受賞理由】

自社基準である「イオン基準」を制定し、消費者の安全を第一に考慮したプライベートブランドの設計・仕様としている。また、その他の製品についても、可能な限り「イオン基準」の遵守を契約書で担保している。

＜中小企業製造事業者・輸入事業者部門＞

○金賞　大塚製靴株式会社

【主な受賞理由】

行動基準に製品の研究開発から販売に至る一連のプロセスにおいて、製品安全を軸にした顧客の満足を追求していく方針が示されている。リコール等の情報が迅速に経営者トップに報告され、経営者トップから対応についての指示がなされ、社内に周知を図っている。また、事故事例対応では、靴の中の金属を確認するため、レントゲン検査を導入する等、適切な再発防止措置が実施されている。

【製品安全自主行動計画策定業界団体一覧】

○社団法人日本経済団体連合会
○財団法人家電製品協会
○社団法人日本電機工業会
○大手家電流通懇談会
○社団法人日本ガス石油機器工業会
○社団法人日本エルピーガス供給機器工業会
○日本百貨店協会
○日本チェーンストア協会
○社団法人日本フランチャイズチェーン協会
○社団法人日本貿易会
○キッチン・バス工業会
○日本浴室ユニット工業会
○社団法人日本玩具協会
○全日本武道具協同組合
○日本空気入ビニール製品工業組合
○日本遊戯銃協同組合
○東京アンチモニー工芸協同組合
○日本屋外収納ユニット工業会
○有限責任中間法人日本増改築産業協会
○日本パーティション工業会
○日本塗料工業会
○光触媒製品工業会
○日本帆布製品販売協同組合
○社団法人日本バルブ工業会
○社団法人電子情報技術産業協会
○社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
○社団法人日本照明器具工業会
○社団法人日本ホームヘルス機器協会
○社団法人日本通信販売協会

１１．　最後に(今後の事故報告制度を巡る課題)

（1）総論

一昨年１１月の消費生活用製品安全法の改正により、昨年５月から開始した重大事故情報報告・公表制度は、事故の再発・拡大防止に際して有効に機能していると考えられる。上述のとおり、この制度の開始により、民間企業の製品安全に関する意識も高まっており、民間企業も製品起因の可能性が低くとも前広に報告するようになり、また、消費者保護の観点から、前広にリコールを図る傾向にある。

また、事故情報の収集にあたっては、NITE、消費生活センター、消防、警察、他省庁とも連携を図り、NITE による非重大事故の収集とも連携して措置を図ってきている。また、事故の未然防止に向けた取り組みにフィードバックしている。今後は、本制度の一層の活用を図り、こうした連携をさらに強化していくことが必要である。

さらには、本制度の整備を踏まえ、事故の未然防止をさらに強化していくためには、これら事故情報を活用して、民間企業が製品の設計・開発・製造或いは輸入段階から、使用方法や使用年数等についてのリスクアセスメント(危険性の洗い出し)を行い、より安全性を高めた製品が市場に供給されることが期待される。

このため、国においても、民間企業による自主的なリスクアセスメントの取り組みを促進することを検討するとともに、現行の製品安全に係る事前規制体系についても事故の未然防止の強化の観点から検証を図ることが必要である。

（２）今後の課題

事故報告制度に関し、具体的にさらなる運用の改善が以下のとおり、必要であると考えられる。

①事故情報に係る情報発信のさらなる改善

事故情報やリコール情報を掲載している「製品安全ガイド」ホームページに関し、消費者から見て分かりやすいよう、構成や検索システムの使い勝手等に関し、一層の改善が必要である。また、これら事故情報を基に、特に、情報アクセスが困難な、地方の高齢者等に対する注意喚起の充実を図っていくことが必要である。

②事故の未然防止に向けた事故情報の事前規制への一層の反映

重大事故情報が今後蓄積されるにつれ、NITE による非重大事故情報と併せて、体系的な事故分析を一層充実させ、事故の未然防止に向け、企業による製品設計・開発段階への反映や事前規制における技術基準等に一層反映させていくことが必要である。

③民間企業に対するさらなる周知の必要性

民間企業による事故報告が規定の１０日を超えて遅滞するケースが僅かではあるものの、見られるところ。これは制度開始１年を満たないことであり、当該企業が本制度に関して十分な認識がなかったことに起因するものであるが、企業側の認識を一層強く求めるとともに、特に輸入企業や中小企業等に対する国による一層の周知徹底も必要である。

④事故報告者の在り方

重大事故報告義務は、製造・輸入事業者に課せられているところ、OEM やプライベートブランドの場合には、実質的な事故対応の責任は委託する販売事業者が有していることも少なくなく、最も早く情報を入手するのはこうした販売事業者であることが少なくない。こうしたケースについて、は、そもそも販売事業者が実質的に製造・輸入事業者として義務を負うべきケースもあると考えられるが、ケースによって異なり得るため、法的義務の議論が何れになるにせよ、消費者保護の観点から、迅速に対応できる販売業者が前広に情報提供することが期待される。

⑤民間企業による積極的な情報発信・分析

重大事故報告を行った場合に、各企業自身の取り組みとしてホームページ等で積極的に消費者に対して情報開示している企業も見られつつあるところ、こうした取り組みが加速化されることが期待される。また、業界団体が国や NITE による公開事故情報に加え、会員企業からの収集情報により、業界横断的に事故情報を収集・分析し、自主的な安全対策の検討を行うことも期待される。